

特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準の概要

1 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）制度の概要

- ① 材料価格基準は、医療保険から保険医療機関や保険薬局（保険医療機関等）に支払われる際の特定保険医療材料の価格を定めたもの。
- ② 材料価格基準は、平成16年2月13日に中医協がとりまとめた「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」に基づき、厚生労働大臣が告示。
- ③ 材料価格基準で定められた価格は、医療機関又は薬局の実際の購入価格（材料価格調査結果）に基づき定期的に改正。

2 「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」の概要

1) 新規機能区分の材料価格算定ルール

① 類似機能区分比較方式

構造、使用目的、医療上の効能・効果等の観点から類似性が最も高い既存機能区分の材料価格を、当該新機能区分の材料価格とすることを原則とする。なお、機能の内容により補正加算が行われる場合がある。

・補正加算

画期性加算	40～100%
有用性加算(Ⅰ)	15～30%
有用性加算(Ⅱ)	5～10%
市場性加算(Ⅰ)	10%
市場性加算(Ⅱ)	3%

② 原価計算方式

類似機能区分がない場合は、製造（輸入）原価に、販売費及び一般管理費、営業利益、流通経費並びに消費税及び地方消費税相当額を加えた額を新機能区分の材料価格とする。

③ 価格調整

①又は②により算定された材料価格が、外国平均価格の2倍に相当する額を上回る場合は、外国平均価格の2倍に相当する額に調整する。

2) 既収載品の材料価格算定ルール

① 市場実勢価格加重平均値一定幅方式

材料価格調査において得た各機能区分に属する全ての既収載品の市場実勢価格の加重平均値に消費税を加えた算定値に一定幅（平成16年度においては4.0%）を加算した額とする。なお、平成16年度は、ダイアライザー、フィルムの一定幅については、それぞれ14.0%、6.5%としている。

② 再算定

次の(1)、(2)の要件のいずれかに該当する既存機能区分については、市場実勢価格加重平均値一定幅方式に代えて、下記の算式により材料価格を算定する。

(1) 当該機能区分が属する類似機能区分群の各市場実勢価格の加重平均値が既存品外国平均価格の2.0倍以上であること。

(2) 次の要件のいずれにも該当すること。

ア) 当該機能区分が属する類似機能区分群の各市場実勢価格の加重平均値が既存品外国平均価格の1.5倍以上であること。

イ) 当該機能区分が属する類似機能区分群に係る市場実勢価格加重平均値一定幅方式に基づく算定値の平均値を、前々回の基準材料価格改定後の平均値で除して得た割合が、85%以上であること。

$$\text{算定値} = \text{改定前材料価格} \times \frac{\text{既存品外国平均価格} \times 1.5}{\text{当該機能区分の属する分野の各銘柄の市場実勢価格の加重平均値}}$$

(注) 算定値は、市場実勢価格加重平均値一定幅方式による算定値を超えることはできない。また、上記算定式による算定値が、価格改定前の材料価格の75/100に相当する額を下回る場合には、当該額とする。

③ 歯科用貴金属材料の基準材料価格改定の特例

金、銀又はパラジウムを含有する歯科用貴金属材料の材料価格については、国際価格変動に対応するため、材料価格改定月から起算して6ヶ月ごとに、平均素材価格が材料改定前の平均素材価格と比べ1割以上変動がある場合、随時に改定を行う。